令和８年度鳥取県原子力防災訓練実施要領

目次

1. （全般）実施要領 ・・・

令和8年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的

原子力防災対策について、避難の実効性確認と練度の維持向上を図ることを目的として島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

また、本訓練（島根県等との合同訓練）で得られた成果等に基づき、地域防災計画及び避難計画を修正し、計画の深化と避難のさらなる実効性向上を図る。

2 主要訓練項目

（1）屋内退避の取組対応の検証

（2）一時移転の支援充実化に向けた対応の検証

3 実施日

11月 2日（月）：図上訓練

11月10日（火）、12日（木）～15（日）：実動訓練

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所、避難退域時検査会場、広域避難所、中部総合事務所、西部総合事務所、原子力環境センター（県モニタリング本部）、中国電力株式会社島根原子力発電所、その他関係機関 等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、実動組織、原子力防災機関、中国電力株式会社 等

6 訓練内容

（1）本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する訓練については、基本的に島根県と同一想定で実施する。その他の訓練については、別想定（時間）で実施する。

（2）その他鳥取県単独機能別訓練

船舶による避難訓練等

7 訓練評価等

（1）訓練評価

第三者による訓練の評価を実施するとともに、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

（2）訓練のふりかえり

訓練終了後、訓練のふりかえりを行い、教訓を抽出する。

8 訓練の中止

（1）訓練は状況により全部又は一部を中止する場合がある。

（2）訓練中止の判断基準

ア 訓練は晴雨にかかわらず実施するが、鳥取県内において、以下に示すような危機管理上の重大な事案が発生あるいは発生が予想される場合は、訓練の中止を判断する。

・県内で大規模事故及び警報以上の気象警報等が発令された場合
・震度5弱以上の地震の発生
・防災機関が、災害による警戒体制以上の配備を必要とする場合
・その他危機管理事案発生等により開催できない場合

イ その他危機管理部長が中止と判断する場合

（3）訓練中止の判断時期

ア 訓練開始前

訓練当日6:00までに判断し、中止の場合はすみやかに伝達する。

イ 訓練開始後

その都度判断し、各機関の異常の有無を確認する。

（4）訓練中止の伝達

ア 方針

あらかじめ伝達準備を整え、中止の決定があった場合は、伝達の漏れなく、迅速かつ的確に伝達する。

イ 伝達の責任

危機管理部（原子力安全対策課）等からそれぞれの訓練の参加機関に伝達する。災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

9 安全管理

訓練の実施にあたっては安全管理体制を徹底し、訓練中における事故の発生防止を図る

緊急時モニタリング訓練実施要領 【原子力環境センター】

1 目的

緊急時モニタリング計画及び実施要領に基づき一連の活動を実施することにより、緊急時モニタリングの手順を確認するとともに、現場での測定・試料採取、試料の受け入れ・分析の作業手順等を確認し、資機材取扱いの習熟度の維持・向上を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

(1)緊急時モニタリング計画及び実施要領の検証
(2)モニタリング情報共有システム等による情報伝達手順の確認
(3)屋外モニタリング活動、放射線測定機器の操作等の手順の確認

3 実施日時

令和8年11月 2日(月) 8:40～14:40
11月15日(日) 8:30～12:00(予定)

4 実施場所

原子力環境センター、衛生環境研究所、県庁、西部総合事務所 他

5 実施機関

鳥取県、中国電力株式会社

6 訓練内容

(1)モニタリング本部運営(初動対応)訓練
・事態進展に応じた対応手順の確認と防災ネットワーク等の通信機器を用いた災害対策本部と情報の伝達、報告、共有手順を確認する。
(2)緊急時モニタリング実動訓練
・分析試料の受け入れ、前処理、核種分析及び結果報告までの手順を確認する。
・可搬型モニタリングポストの設置、サーベイ車による測定、試料採取等の手順を確認するとともに、モニタリング情報共有システム(RAMISES)を用いた現地活動班との情報の伝達、共有手順を確認する。

7 当日のスケジュール

(1)モニタリング本部運営(初動対応)訓練(11月2日)

時間	内容
8：40～9：50	警戒事態発生（モニタリング本部設置、平常時モニタリング強化、定時報作成・報告等）
9：50～10：30	全面緊急事態（緊急時モード切替、放射線量率連続監視等）
10：30～14：40	放射性物質放出前～放射性物質沈着後（活動指示書作成・共有、本部会議等）

(2)緊急時モニタリング実動訓練

分析チーム実動訓練 (11月2日)

時間	内容
8：30～9：30	試料受け入れ準備、試料受け入れ
9：30～11：00	試料前処理、Ge測定
11：00～11：30	分析結果確認、報告

機動モニタリングチーム実動訓練(11月15日)

時間	内容
8：30～9：30	資機材設置、現地活動準備
9：30～11：00	現地活動要員出動、現地活動実施（可搬型MP設置、試料採取、走行サーベイ等）、報告
10：30～12：00	現地活動要員帰還、汚染検査

広報・情報伝達訓練実施要領【広報課】

1　目的

本部等運営訓練に合わせて通信連絡体制を確立し、関係機関等への円滑な情報伝達や的確な報道対応を行うとともに、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等の独自広報及び道路情報表示板による広報を行い、関係先との情報伝達手順、放送要請や独自広報の手順等を確認することにより、鳥取県広域住民避難計画の別紙計画となる広報・情報伝達計画の検証等を行う。

2　主要訓練項目

（1）関係機関への情報伝達
（2）報道機関との連絡調整
（3）独自広報の検証

3　実施日時

令和8年11月2日（月）
令和8年11月15日（日）

4　実施場所

鳥取県災害対策本部室（鳥取県庁）他

5　実施機関

（1）実施機関
鳥取県、関係機関
（2）訓練参加予定機関
鳥取県、関係機関

6　訓練内容

（1）県民、一時滞在者（ビジネス・観光目的、外国人含む）等への広報
災害の概要、被害状況等について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ（道路状況の配信など）、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報の検証（外国人向けには分かりやすい表現・説明による広報）（訓練表示、訓練メール等）

（2）報道機関との連絡調整
報道提供資料を報道機関にファックス送信、事態進展速度等に応じた多様なメディアの活用（発信内容の検討・発信）

（3）UPZ内住民等への屋内退避指示・避難指示広報
対処方針（屋内退避、避難指示等）について、鳥取県原子力防災アプリ、ホームページ、あんしんトリピーメール、SNS等を活用した独自広報（訓練表示）の検証（住民避難訓練と連携）

（4）道路情報表示
道路管理者への各段階での情報伝達訓練（道路情報表示板（訓練表示））

7　訓練編成表

●総 務 班
●原子力班　⇒　●広報班　⇒　●県関係部局等　⇒　●道路管理者
●情 報 班　　●報道機関　　●交通管理者（県警）
●県原子力防災アプリ
・ホームページ等

8　訓練時使用資機材等一覧表

資機材等名	個数	備考
道路情報表示板（鳥取県管理）	14	危機管理部2、米子県土整備局12
道路情報表示板（国土交通省管理）	1	
道路情報表示板（警察本部管理）	5	

9　当日のスケジュール

時間	内容	備考
11月2日	県民等への広報	
	報道機関との連絡調整	
11月15日	UPZ内住民の避難指示広報	避難指示発出後
	道路情報表示	

可搬型エアシェルタ展開・設置訓練実施要領　【原子力安全対策課】

１　目的

原子力災害時に自宅での屋内退避が困難な住民の内部被ばくを防ぐため、コンクリート建屋内に可搬型エアシェルタを設置し、域外への避難が困難な要配慮者等が一時的に退避できる場所を提供することを目的とする。

また、可搬型エアシェルタの保管場所から展開する施設に輸送を行い、搬送作業の円滑化を図ることを目的とする。

２　主要訓練項目

（１）エアシェルタの展開・運営手順等の確認

（２）開設に係るレイアウトの検証

３　実施日時

令和８年１１月１１日（水）１０：００～１２日（木）１１：００

４　実施場所

境港市民交流センター（みなとテラス）

５　実施機関

鳥取県、境港市、鳥取県トラック協会（双葉運輸株式会社）

６　訓練内容

（１）エアシェルタの輸送

・保管場所から展開施設へのエアシェルタの輸送

（２）エアシェルタの展開

・エアシェルタを展開する手順等の確認

（３）エアシェルタのレイアウト検証

・エアシェルタ展開後の開設準備や居住スペースのレアアウト等の検証を実施

（４）エアシェルタの運営

・エアシェルタ開設後の運営手順等の確認

７　当日のスケジュール

時間	内容
１１月１１日（水）	
１０：００	県から鳥取県トラック協会にトラックの派遣依頼
１０：３０	鳥取県原子力防災支援基地（江府基地）着
	（積み込み作業）
１０：４０	鳥取県原子力防災支援基地（江府基地）発
１２：５０	境港市民交流センター（みなとテラス）着
	（引き渡し作業）
１１月１２日（木）	
９：３０	訓練開始　エアシェルタの受領・展開
１０：００	エアシェルタ内に設備等の配置
１０：３０	エアシェルタの運営
１１：００	訓練終了

避難退域時検査用資機材受援訓練実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的
他地域との避難退域時検査用資機材の支援・受援に係る手順の確認、円滑化を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目
(1)資機材輸送に係る情報伝達要領等の確認
(2)資機材受入方法等の検証

3 実施日時(予定)
令和8年11月13日(金) 午後
11月15日(日) 9:00～12:00

4 実施場所
避難退域時検査会場(鳥取県原子力防災支援基地(江府基地))

5 実施機関
鳥取県、京都府

6 訓練内容
(1)輸送に係る府県間での情報伝達
原子力災害時を想定し、京都府に対する避難退域時検査用資機材の融通を受けるための依頼等の手順を確認する。
(2)資機材輸送
本県の依頼に基づき、京都府から輸送された避難退域時検査用資機材等を避難退域時検査会場で受入れる手順を確認する。
(3)府県合同での避難退域時検査の実施
京都府が輸送した避難退域時検査用資機材を使用し、京都府職員と合同で避難退域時検査を実施。

7 当日のスケジュール

日にち	時間	内容
１１／１３	１５：００	本県から京都府に対し、資機材融通を依頼
	１６：００	京都府から資機材融通可能の連絡及び受入に向けた調整等を実施
１１／１５	８：００	京都府からの避難退域時検査用資機材の受入れ
	９：００	府県合同による避難退域時検査の実施
	１２：００	避難退域時検査の終了

中継ポイント設置・運営訓練実施要領 【交通政策課・通商物流課】

1 目的

「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」（H29.4.17）の実効性を確保するとともに、避難住民等の輸送に従事する運転手等の安全対策（放射線防護措置等）の上で必要となる中継ポイントの設置・運営について訓練を実施する。

（参考）協定書 第2条第2項
（県による要請は、）運転手等の業務に従事する者の安全確保に配慮し、また、放射線防護措置等の安全対策を行ったうえで行うものとする。

2 主要訓練項目

（1）災害時の情報伝達方法等の検証
（2）中継ポイント会場の設置・運用上の課題の検証
（3）資機材配布手順や資機材の操作方法等の確認

3 実施日時

令和8年11月13日（金）、11月15日（日）

4 実施場所（中継ポイント設営場所）

西部総合事務所

5 実施機関

鳥取県、鳥取県バス協会、日本交通株式会社、有限会社ジャパン観光、鳥取県トラック協会、輸送事業者

6 訓練内容

（1）資機材の配布手順等の確認
鳥取県バス協会や鳥取県トラック協会等と資機材配布・線量管理等に係る連絡や調整等を実施
（2）資機材の受け渡し及び操作方法等の確認
・県が指定する場所に資機材を輸送し、中継ポイントを設置・運営
・バス運転手に資機材を配布し、個人線量計の操作方法等の確認を実施
（3）運転手の被ばく線量管理等の実施
バス事業者によるバス運転手の被ばく線量の記録管理を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容
11/13 午前	【バス】　県（交通政策課）から鳥取県バス協会へ住民避難のためのバス派遣の協力要請 【トラック】　県（通商物流課）から鳥取県トラック協会に防護資機材搬送を依頼
11/13 午後	【バス】　県（交通政策課）からバス事業者に防護資機材配布場所等の連絡 【トラック】　県（通商物流課）から輸送事業者に防護資機材の受け渡しの実施 【トラック】　輸送事業者による防護資機材の搬送 【中継ポイント】中継ポイント（西部総合事務所）の設営、防護資機材の受け入れ
11/15 午前	【中継ポイント】バス運転手への防護資機材受け渡し、操作方法等の講習実施 【バス】　バス運転手の線量管理等の実施

8 その他

11/15の住民避難訓練に参加するバスが、事前に中継ポイントに立ち寄って本訓練を実施

住民避難訓練（避難行動要支援者避難含む）実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的

様々な避難手段による住民避難、避難行動要支援者の避難手順の確認、広域避難先までの避難手順の確認等を実施し、避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、参加住民の避難計画等への理解促進を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

（1）様々な避難手段による住民避難の実施
（2）円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施
（3）広域避難所への住民避難の実施

3 実施日時（予定）

令和8年11月15日（日） 8:00～15:45

4 実施場所

一時集結所（米子市・境港市内）、避難退域時検査会場（原子力防災支援基地（江府））、広域避難所（倉吉総合産業高等学校） 等

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市、中国電力株式会社 等

6 訓練内容

（1）様々な手段による避難
バスや自家用車、福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認等
（2）住民への避難誘導等
信号機遠隔制御による避難誘導や、道路監視カメラによる避難状況の把握

7 当日のスケジュール

時間	内容
８：００	訓練開始
９：５５～	避難退域時検査会場着
１１：５０～	広域避難所到着
１５：４５	訓練終了

避難退域時検査等訓練実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的

原子力災害時の避難の状況下を想定し、避難経路上での避難退域時検査を実施し、検査手順や資機材運用方法等の確認を行う。
また、避難退域時検査用資機材の輸送から展開までの一連の手順、検査会場の運用方法を確認・検証する。

2 主要訓練項目

(1)車両・住民への汚染検査及び簡易除染手順の確認
(2)避難退域時検査用資機材(車両用ゲートモニタ等)の輸送・展開、使用手順の確認
(3)検査会場の運用方法の検証(人員体制等)
(4)避難退域時検査会場内の各部門や災害対策本部地方支部との連携及び情報収集・伝達・提供手順の確認

3 実施日時(予定)

令和8年11月13日(金) 10:00～12:00
11月14日(土) 13:00～15:00
11月15日(日) 9:00～12:30

4 実施場所

避難退域時検査会場(原子力防災支援基地(江府))

5 実施機関

鳥取県、中国電力株式会社 等

6 訓練内容

(1)避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認・展開手順の習熟
原子力防災支援基地から資機材を輸送し、車両検査及び住民検査の各検査会場の設営を実施
(2)検査・簡易除染手順の確認
資機材の操作方法の習熟及び汚染検査手順の確認、拭き取りによる簡易除染手順の確認を実施
(3)検査会場運営状況の情報収集・伝達の確認
避難退域時検査会場内の運営状況(車両検査・住民検査等)を情報収集し、災害対策本部(地方支部)への情報伝達手順の確認を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容
９：００	訓練開始
１０：００	車両・住民検査開始
１１：５０	車両・住民検査終了
１２：３０	訓練終了

避難車両誘導訓練実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的
広域避難所の駐車場が不足する場合を想定して、避難車両（自家用車）を広域避難所周辺の駐車スペースに駐車させ、避難者をその駐車場所から、シャトルバスで広域避難所にピストン輸送する手順を確認する。

2 主要訓練項目
（1）車両誘導の手順確認
（2）避難住民誘導の手順確認

3 実施日時
令和8年11月15日（日） 11:50～14:15

4 実施場所
中部総合事務所駐車場、県立倉吉総合産業高等学校

5 実施機関
鳥取県、米子市、境港市

6 訓練内容
（1）車両誘導
・避難車両の駐車場所（中部総合事務所駐車場）及び広域避難先（県立倉吉総合産業高等学校）の駐車場での避難用バス及び自家用車の誘導
（2）避難住民誘導
・避難車両の駐車場所（中部総合事務所駐車場）及び広域避難先（県立倉吉総合産業高等学校）での避難住民の誘導

県営広域避難所開設訓練実施要領 【行財政改革推進課】

1 目的
島根原子力発電所での原子力災害発生に伴う広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に県営広域避難所を設置するため、開設手順等の検証を行う。

2 主要訓練項目
（1）職員の動員手順の確認
（2）県営広域避難所（居住スペース）の設営

3 実施日時
令和8年11月15日（日） 10:00～14:00

4 実施場所
倉吉総合産業高等学校

5 訓練内容
（1）職員の動員手順に従って動員者を招集
（2）動員者に対して作業内容を説明
（3）動員者による居住スペースの設営（区画の境界表示、段ボールによる間仕切り、段ボールベッドの組立等）
（4）避難車両及び住民の誘導
（5）避難者の受付手順の確認 等

6 訓練編成
（1）訓練責任者（行財政改革推進課）・・・訓練の統括、進行
（2）訓練指揮者（行財政改革推進課）・・・開設作業補助、記録等
（3）訓練参加者（動員者）・・・避難所開設作業の実施

県営広域避難所環境改善設備訓練実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的

島根原子力発電所での原子力災害発生に伴う広域住民避難の際において、県営広域避難所の衛生環境や食事内容、プライバシー環境の向上を図ることで避難所環境の改善につなげるため、必要となる設備の設置・運用に係る訓練を実施する。

2 主要訓練項目

(1)キッチンカーによる食事の提供の運用手順の確認

(2)ランドリーカー、トイレカー等の設置手順の確認

3 実施日時

令和8年11月15日(日) 10:00～14:00

4 実施場所

倉吉総合産業高等学校

5 訓練内容

(1)県営広域避難所の屋外スペースに設置のキッチンカーにより、避難住民に対して温食を提供し、適切なキッチンカーの配置場所や、住民誘導等について確認するとともに課題を検証する

(2)広域避難所の屋外に、ランドリーカー、シャワーカー、トイレカーを設置、また、屋内には空気清浄機、シェルターテントを設置し、設置手順の確認や適切な配置場所の検証を行う

避難行動要支援者避難訓練（障がい者）訓練実施要領 【障がい福祉課】

1 目的
（1）原子力緊急時の避難対象施設（入所施設）における避難計画の確認及び実効性の検証
（2）原子力緊急時における関係機関（避難元施設、県等行政機関）の連携確認
（3）原子力緊急時における放射線防護施設の動作確認

2 主要訓練項目
（1）島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難支援センター運営マニュアルによる訓練の実施・検証（県）
（2）原子力災害避難計画（マニュアル）による訓練の実施・検証（施設）
（3）放射線防護施設（陽圧装置）の動作確認等
（4）入所施設等における災害情報等の伝達要領の確認

3 実施日時
令和8年11月15日（日） 9:30～11:00

4 実施場所
障がい者支援施設 光洋の里（境港市渡町2480）ほか （※）情報伝達訓練は、UPZ内の入所施設等が対象

5 実施機関
鳥取県、米子市、境港市、社会福祉法人しらゆり会

6 訓練内容
施設の「原子力災害避難計画（マニュアル）」に基づき、訓練を実施・検証する。併せて、県の避難支援体制及び情報収集等の手順について、島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者」避難計画及び避難支援センター運営マニュアルに基づき訓練を実施し、マニュアルを検証する。併せて、急激に放射性物質が放出され、避難に時間を要することを想定し、陽圧装置を作動させる。

（1）屋内退避指示に備えた対応（注意喚起情報の伝達 ）
[対応内容]
（施設）・施設内の情報共有（原子力緊急事態の進展等） （ 県 ）境港市への注意喚起情報の送信
・放射性物質放出に備えた対応 （米子市、境港市）避難元施設への注意喚起情報の送信 ※
・避難のための職員体制の確認
・屋内退避指示に備えてしておくべきことの確認
（※）「光洋の里」を除く入所施設等にあっては、受信確認を以て訓練終了

（2）屋内退避指示に備えた対応
[対応内容]
（施設）・入所者避難を想定した退避エリア（さざなみ）への退避誘導訓練 （ 県 ）境港市への屋内退避準備指示情報の送信
・退避指示に備えた対応 （境港市）避難元施設への屋内退避準備指示情報の送信

（3）屋内退避指示を受けた対応及び放射性物質放出後の対応
[対応内容]
（施設）・陽圧機作動 （ 県 ）・境港市へ屋内退避指示情報の送信
・屋内退避 ・境港市から屋内退避完了報告の受電
・境港市へ屋内退避完了の報告 （境港市）・避難元施設への屋内退避指示情報の送信
・施設からの屋内退避完了報告の受電

（4）訓練振り返り、片付け

（5）訓練終了

＜訓練編成表＞



7　当日のスケジュール

時間	内容
９：３０	【県】米子市・境港市に注意喚起情報の送信 【市】各施設に注意喚起情報の送信　※米子市及び光洋の里以外の施設は施設の受信確認をもって訓練終了 【施設】施設内の情報共有 放射線物質放出に備えた対応、避難のための職員体制の確認 屋内避難指示に備えて行っておくべきことの確認
９：４０	【県】市に屋内退避準備指示情報の送信 【市】施設に屋内退避準備指示情報の送信 【施設】入所者避難を想定した退避エリアへの退避誘導訓練、避難指示に備えた対応
１０：００	【県】市に屋内退避指示情報の送信 【市】施設に屋内退避指示情報の送信 【施設】陽圧機作動、屋内退避 市に屋内退避完了の報告
１０：３０	【市】県に屋内退避完了の報告 【施設】振り返り
１１：００	訓練終了

原子力災害医療活動訓練実施要領 【医療政策課】

1 目的

島根原子力発電所の事故による被災を想定し、災害医療に係る一連の対応手順を確認するとともに、汚染検査、傷病者の搬送及び原子力災害拠点病院での医療救護活動の実効性の向上並びに甲状腺簡易測定の手順等の確認を目的とする。

2 主要訓練項目

(1)汚染傷病者の搬送及び原子力災害医療拠点病院での受入手順その他放射線災害医療の提供
(2)甲状腺簡易測定

3 実施日時

令和8年11月15日(日) 午前11時～午後3時ごろ

4 実施場所

鳥取大学医学部附属病院、鳥取県立倉吉総合産業高等学校 等

5 実施機関

鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県診療放射線技師会、広島大学放射線災害医療総合支援センター、鳥取県西部広域行政管理組合

6 訓練内容

(1)放射能汚染傷病者の搬送

避難退域時検査会場での検査で放射線量が基準値を超えた汚染傷病者を検査会場から原子力災害拠点病院である鳥取大学医学部附属病院に搬送

(2)被ばく傷病者への医療救護活動

被ばく傷病者の院内への受入、除染、その他の医療救護活動

(3)甲状腺簡易測定

甲状腺の簡易測定の手順と質疑応答要領の確認

原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤）実施要領 【医療・保険課】

1 目的

原子力災害発生時に避難等が必要になった場合、国等からの指示に基づき各市の一時集結所等で住民に対して速やかに安定ヨウ素剤を配布するため、住民避難訓練に合わせて安定ヨウ素剤の緊急配布に必要な手順等の確認を行い、甲状腺がん等を発生させるおそれがある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える安定ヨウ素剤の住民の服用について、適切なタイミングで服用を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

（1）緊急配布指示の伝達訓練
（2）緊急配布に関する住民説明、手順確認等訓練

3 実施日時

令和8年11月15日（日） 8:00～12:00

4 実施場所

一時集結所（米子・境港市内）、避難退域時検査会場（江府町防災基地）

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市
※協力機関：一般社団法人鳥取県薬剤師会

6 訓練内容

（1）緊急配布指示の伝達訓練
・原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布等の指示があった場合における伝達訓練を実施する。
（2）緊急配布に関する住民説明等訓練
・一時集結所等において、安定ヨウ素剤の説明等を実施する。
（3）緊急配布に関する手順確認訓練
・避難退域時検査会場において、安定ヨウ素剤の緊急配布の手順確認を実施する。

7 当日のスケジュール

時間	内容
8：00 ～8：10	・安定ヨウ素剤の服用等の指示を受け、両市に配布指示。 ・薬剤師会に一時集結所の支援を依頼。
8：20 ～9：30	・一時集結所等で安定ヨウ素剤に関する説明、資料配布等を行う。
9：55 ～12：00	・避難退域時検査会場で安定ヨウ素剤の緊急配布の手順確認を行う。

8 その他

（1）訓練編成

	県医療・保険課	米子市・境港市	薬剤師会
緊急配布指示の伝達訓練	指示伝達 ⇒両市、薬剤師会	受理	受理 ⇒担当薬局（一時集結所等支援依頼）
緊急配布に関する住民説明等訓練	立会 （両市一時集結所）	説明、資料配布等 （一時集結所等）	説明等 （両市一時集結所）
緊急配布に関する手順確認訓練	配布補助 （避難退域時検査会場）	ー	車両避難者への安定ヨウ素剤の服用確認、配布手順確認 （避難退域時検査会場）

避難誘導・交通規制等措置訓練実施要領 【県警察本部（警備第二課）】

1 目的

原子力災害発生時における住民の避難等を円滑に実施するため、県等関係機関と連携した住民避難訓練等を実施することにより、初動対応要領等を確認するなど、広域住民避難計画等の実効性の向上を図る。

2 主要訓練項目

（1）円滑な避難誘導等の確認

（2）渋滞解消に向けた対応の確認

3 実施日時

令和8年11月15日（日） 8:30～12:00

4 実施場所

避難訓練実施区域周辺、避難ルート、避難退域時検査会場（原子力防災支援基地[江府町]） 等

5 実施機関

（1） 実施機関：鳥取県警察本部、米子警察署、境港警察署、黒坂警察署

（2） 訓練参加者数（予定）：25人

6 訓練内容

（1） 住民避難誘導等訓練

・ 避難所、避難退域時検査会場等における警戒、避難ルート上の主要交差点における交通誘導訓練等を実施

・ 各種通信訓練の実施

（2） 広報・情報伝達訓練

交通情報板を利用した情報伝達、信号機の遠隔制御に係る動作確認等を実施

（3） 交通検問所設置等訓練

緊急交通路が指定されたとの想定の下、模擬交通検問所を設置し、車両の選別、誘導及び緊急通行車両の確認手続き訓練を実施

7 当日のスケジュール

時間	内容
8：30～	避難退域時検査会場における訓練（各種通信訓練等）
8：30～	住民避難誘導訓練（米子市、境港市の一時集結所における警戒、交通誘導）
9 ：00～	住民避難誘導訓練（避難経路上の主要交差点におけるLED標識装置設置、交通整理）
10：00～11:00	交通検問所訓練（緊急通行車両確認事務手続き等）
12：00	訓練終了

避難経路確保訓練実施要領 【道路企画課】

1 目的

原子力災害時に避難経路が被災し、緊急車両や緊急物資の輸送車両等が通行できなくなった場合に早期に輸送機能を確保するため、災害対策基本法に基づく放置車両の移動に係る訓練を行うことで、対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、習熟を図ることを目的とする。

2 主要訓練項目

（1）道路啓開訓練（放置車両移動）

3 実施日時

令和8年11月10日（火）13:00～14:00

4 実施場所

米子港

5 実施機関

鳥取県、（一社）鳥取県西部建設業協会

6 訓練内容

（1）道路啓開訓練

・災害対策基本法に基づき放置車両を強制的に移動する訓練

7 当日のスケジュール

時間	内容
１３：００	道路啓開訓練開始
１３：１５	バックホウによる車両移動訓練
１３：２５	フォークリフトによる車両移動訓練
１３：３５	車両移動器具による車両移動訓練
１３：５５	訓練終了、講評

8 その他

学校等の避難訓練実施要領 【体育保健課】

1　目的

学校、幼稚園等（以下「学校等」）での緊急時の通信連絡手順、屋内退避及び避難手順を確認し、原子力災害発生時における児童生徒等の安全確保対策の円滑な実施を図る。各学校等が個別に策定した避難計画に基づいて訓練を行うことで、原子力災害が発生した際の校（園）内における対応手順、役割分担など全体の流れを具体的に把握し、実施後に検証を行う。

2　主要訓練項目

（1）通信訓練
（2）屋内退避訓練
（3）児童生徒等の保護者への引き渡し訓練

3　実施日時　令和8年6月～令和9年2月

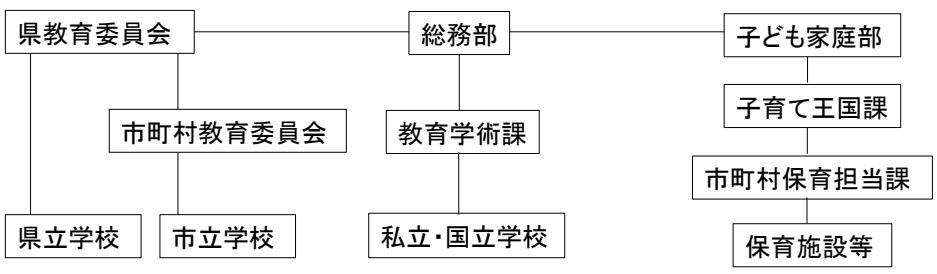
4　実施場所　UPZ圏内の各学校等

5　訓練内容

（1）通信連絡訓練
・緊急時における各学校等と関係機関との通信連絡訓練を行う。
（2）屋内退避訓練
・災害発生を想定し、屋内への退避行動の実施、安否確認の実施等について訓練を行い、手順等の確認を行う。
（3）児童生徒等の保護者への引き渡し訓練
・児童生徒等を保護者に引き渡す訓練を行い、保護者への連絡・引き渡し手順等について確認を行う。

実施時期	県立学校	境港市・米子市立学校等	米子北斗中・高等学校 米子工業高等専門学校	保育施設等（私立幼稚園・認定こども園・保育所等）
6月 ～ 2月	■通信連絡訓練 学校と県教委で緊急時の通信訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 〇境高等学校 屋内退避訓練を行う。 〇境港総合技術高等学校 地域と連携した屋内退避訓練を行う。	■米子市 各学校が実態に合った屋内退避訓練及び引き渡し訓練を行う。 ■境港市 各学校が実態に合った屋内退避訓練等を行う。	■通信連絡訓練 教育学術課と各学校との間で通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各学校が実態に合った訓練を行う。	■通信連絡訓練 子育て王国課は、米子市・境港市保育担当課を経由して、保育施設等との間で通信連絡訓練を行う。 ■屋内退避訓練及び引き渡し訓練 各園等が実態に合った訓練を行う。

6　訓練編成表



原子力防災講座実施要領 【原子力安全対策課】

1 目的

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（住民避難・避難退域時検査）を行うにあたって、参加住民に対して原子力防災や放射線等についての知識・理解をより一層深めていただくとともに、講座等を通じて、原子力災害時における適切な対応を住民自らが考えていただく機会を提供し、原子力防災に対する意識と理解度の一層の向上を図り、より効果的な原子力防災訓練にすることを目的とする。

2 主要訓練項目

原子力防災講座（講演・訓練概要説明）を通じた知識・理解の深化

3 実施日時

調整中

4 実施場所

調整中

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 訓練内容

（1）原子力防災に係る講演

放射線の基礎や人体への影響など

（2）原子力訓練・避難計画の概要説明

（3）ワークショップ

原子力災害発生時の行動（情報の入手、屋内退避、避難等）の確認など

令和8年度　米子市原子力防災訓練実施要領

1　目的

警戒事態発生から広域住民避難までの一連の原子力防災対応を図上及び実動により演練し、事態の進展状況に応じた各関係機関との連携要領や職員の対応能力の維持向上並びに住民の広域住民避難計画等の理解促進を図り、地域防災計画の深化を図る。

2　主要訓練項目

（1）住民避難訓練：避難指示発令から広域避難所までの一連の避難訓練
（2）初動対応訓練：警戒事象発生から全面緊急事態への事態進展に伴う災害対策本部等における初動対応訓練

3　実施日時

（1）初動対応訓練　令和8年11月2日（月）
（2）住民避難訓練　令和8年11月15日（日）

4　実施場所

（1）住民避難訓練：彦名小学校、原子力防災支援基地(江府)、倉吉総合産業高等学校 等
（2）初動対応訓練：米子市役所

5　実施機関

鳥取県、米子市、彦名地区自治連合会、陸上自衛隊、鳥取県警察、中国電力㈱　等

6　訓練内容

（1）広報伝達訓練：防災行政無線、緊急速報メール等による広報を実施
（2）住民避難訓練：自家用車及びバスを用いた住民避難要領の確認、福祉車両(ストレッチャー)による避難要領の確認
（3）一時集結所開設・運営訓練
（4）安定ヨウ素剤に関する説明
（5）避難退域時検査受検体験
（6）避難先施設への入所手順確認
（7）初動対応訓練
（8）通信連絡訓練

令和8年度　境港市原子力防災訓練実施要領

1　目的

バス、自家用車及び様々な避難手段による住民避難訓練を実施し、境港市広域住民避難計画及び各細部計画の実効性をさらに向上させるとともに、原子力災害における避難行動要支援者の避難手順の確認、検証及び、参加住民の避難計画等への理解促進を図る。

2　主要訓練項目

（1）地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の検証
（2）様々な避難手段による住民避難の実施
（3）円滑な避難のための住民への広報・情報伝達、避難誘導の実施
（4）屋内退避指示が出た際の実効性向上のための屋内退避訓練の実施
（5）エアシェルタの展開・運営手順等の確認、開設に係るレイアウト検証

3　実施日時

（1）初動対応訓練　　令和8年11月2日（月）
（2）エアシェルタ展開訓練　令和8年11月12日（木）9:30～11:00
（3）住民避難訓練　　令和8年11月15日（金）8:30～15:30

4　実施場所

一時集結所（外江・渡地区）、
安定ヨウ素剤服用訓練（境港市立第三中学校体育館）、
避難退域時検査（江府町防災基地（江府町））、
広域避難所（鳥取県立倉吉総合産業高校（倉吉市））
エアシェルタ展開（境港市民交流センター（みなとテラス））

5　実施機関

鳥取県、境港市、境港市自治連合会、境港市消防団、境港警察署、自衛隊　等

6　訓練内容

（1）住民避難訓練
ア 多様な避難手段による住民避難
地区別で、避難住民を確認した後、バス、自家用車等の多様な避難手段を検証する。
イ 避難退域時検査会場において避難退域時検査（放射線被ばく検査、簡易除染、健康相談等）を体験する。

（2）避難行動要支援者避難訓練
ア 在宅の避難行動要支援者避難訓練
（ア）身体障がいや病気による臥床者等を想定し、車いすや福祉車両を利用して、介助者の支援のもと広域避難所まで避難する。
（イ）外国人労働者の避難について、バスにより広域避難所まで避難し、より配慮が必要な事項を検証する。

（3）安定ヨウ素剤服用訓練
ア 各地区の避難者を境港第三中学校体育館に集めて安定ヨウ素剤の服用説明、問診を行う。
イ 安定ヨウ素剤に見立てた疑似薬の配布及び服用訓練を行う。

（4）住民への広報・情報伝達
ア 緊急速報（エリア）メールを活用した住民等への広報・情報伝達を実施する。
イ 外江・渡地区住民に対し、防災行政無線放送により避難開始を伝達する。

（5）エアシェルタ展開訓練
ア エアシェルタを展開する手順等を確認する。
イ エアシェルタ展開後の開設準備や居住スペースのレイアウト等を検証する。
ウ エアシェルタ開設後の運営手順等を確認する。